

わじま住まい再建支援事業概要

※裏面もご確認ください。

令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により住宅に被害を受けた輪島市民が、住み慣れたふるさと「わじま」で再び生活できるよう、輪島市内で住まいを再建(建設・購入・修繕)する世帯に対し、**再建費用の一部を助成**します。

令和6年1月1日に遡及し適用する制度となりますので、既に再建している場合にも、要件を満たせば該当します。

《対象者》

次の全てに該当する場合に対象となります。

- 市内で住宅を再建**(建設・購入・修繕)する者
- 住家被害が半壊以上**の罹災証明書※の交付を受けている者
※罹災原因は、「令和6年能登半島地震」「令和6年奥能登豪雨」「令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震」のいずれも対象となります。
- 補助金の交付申請時において、**応急仮設住宅に入居していない**、又は罹災証明書記載の世帯員全員がすでに退去していること。
- 補助金の交付申請時において、**再建する住宅に住民票がある**こと。

ただし、次の場合は対象となりません。

- 世帯主又は世帯員に市税を滞納しているものがある場合
- 2親等以内の親族から住宅を購入する場合
- 加算支援金及び輪島市住まい再建・入居支援事業で申請した再建先と、この補助金の対象としている再建先が異なる場合
- 被災世帯の一部が既にこの事業による事業認定又は補助金の交付を受けている場合
- 交付申請までに被災世帯員すべてが死亡した場合
- 被災世帯の一部が復興(災害)公営住宅に入居したことがある場合(申込登録した場合を含む。)

《補助金の額》

再建方法	補助金額	上限額	上限額 (子育て世帯)
建設・購入	住宅の建設又は購入(中古住宅を含む。)に要する費用から 800万円を控除した額	200万円	300万円
補修	住宅の補修工事に要する費用から 300万円を控除した額 に0.1を乗じて得た額	100万円	150万円

子育て世帯：**再建時**、居住する世帯員に**23歳未満の子**がいる世帯(学生等で市外に住民票がある子を監護している場合も該当します。)

(注意1) 補助対象経費の按分等

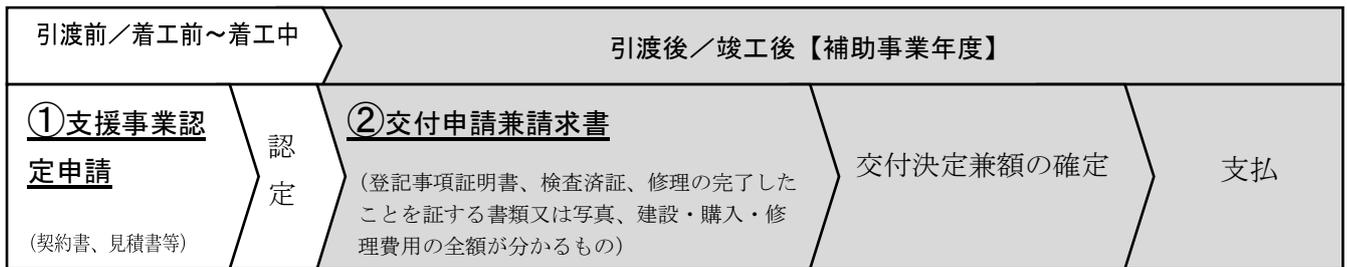
支援事業の対象者又は世帯構成員以外の者と共同で再建をしようとする場合

- 補助対象となる認定住宅の再建費用は、当該住宅に係る登記事項証明書による持分となります。
(登記事項証明書による持分が不明な場合は、契約書等に記載されている名義人の数で按分します。)

(注意2) 他の補助事業との併給

輪島市宅地等復旧補助金、輪島市土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業費補助金等を受給する場合、その補助金算定上の対象経費とされた経費等は、本事業の補助対象経費とすることができません。
詳しくは、「補助対象経費の考え方」を参照ください。

《申請から補助金交付までの流れ》



上記のとおり、① → ② の順に手続きいただきます。
 ただし、令和7年5月1日時点で既に建設・購入、補修の工事が完了している場合には、①の手続きを省略することができます。

※ 補助金は、原則として再建する住宅の建設・購入・補修が完了した後に交付となります。

《申請の期限等》

- ① **認定申請** 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間終了まで
- ◆ 令和6年能登半島地震 令和9年2月1日(月)
 - ◆ 令和6年奥能登豪雨 令和9年10月20日(水)
- ※ 罹災原因が「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨」によるものは地震の期限となります。
 ※ 支援金の申請期間が延長となった場合は、これと同様に当該期間まで延長されます。
- ② **交付申請・請求** 認定を受けた住宅の 建設又は補修 完了日(予定日)から60日以内
購入 購入日(予定日)から60日以内

《申請に必要な書類》

◆：必ず提出 ◇：状況に応じて提出

① 認定申請

- ◆ 罹災証明書（写し） ◆ 建設、購入がわかる契約書等の写し又は修理費用がわかる見積書等の写し
- ◇ 申立書（再建方法が購入の場合で、売主が個人（個人事業主の場合を含む）であるとき）

② 交付申請・請求

建 設	◆ 認定住宅に係る 登記事項証明書 若しくは建築基準法第7条第5項に規定する 検査済証 ◆ 認定住宅の再建に要した費用の総額がわかる 領収書等 の写し
購 入	◆ 認定住宅の再建に要した費用の総額がわかる 領収書等 の写し
補 修	◆ 認定住宅の補修が完了したことを証する書類・着手前及び着手後の 写真等 ◆ 認定住宅の再建に要した費用の総額がわかる 領収書等 の写し
共 通	◆ 補助金の振込先口座を確認できるもの（通帳等）の写し ※加算支援金と同一口座の場合省略可 ◇ 23歳未満の子等に係る申立書（就学等により再建先に住民票がない場合）

※ ①の手続きを省略した場合は、上記の書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。

- ◆ 罹災証明書（写し）
- ◇ 申立書（再建方法が購入の場合で、売主が個人（個人事業主の場合を含む）であるとき）

問い合わせ：輪島市被災者生活再建支援課 TEL 0768-23-4871